

概要書

1 条例改正の趣旨・理由

刑法等の改正に伴い、従前定められていた「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることとなったため、「刑法等の一部を改正する法律」等の施行日（令和 7 年 6 月 1 日）までに、「静岡市情報公開条例」及び「静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定中にある「懲役」とある部分を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の経過措置を設ける必要がある。

【刑法等一部改正法等の概要】

・懲役及び禁錮を廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設される。

改正前刑法では、刑務作業が義務付けられる「懲役」と義務ではない「禁錮」があったが、改正刑法では、これらを一本化した「拘禁刑」が創設される。拘禁刑では、刑務作業を行わせるか否かは受刑者ごとに決定されるほか、受刑者ごとに更生プログラムが実施される。

2 条例制改正の内容

以下のとおり「静岡市情報公開条例」及び「静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるほか、所要の経過措置を設ける。

(1) 静岡市情報公開条例

現行	改正後（案）
第36条 第20条第 6 項の規定に違反して 秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又 は50万円以下の罰金に処する。	第36条 第20条第 6 項の規定に違反して 秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する。
【関係条文】 （静岡市情報公開審査会） 第20条 （略） 2～5 （略） 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	

(2) 静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例

現行	改正後（案）
附 則	附 則

(経過措置) 1～4 (略) 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日の前日において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日の前日において旧実施機関の職員であった者 (2) 附則第3項第2号に掲げる者 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日の前日において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(経過措置) 1～4 (略) 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日の前日において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日の前日において旧実施機関の職員であった者 (2) 附則第3項第2号に掲げる者 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日の前日において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
--	--

(3) 附則（両条例共有）

(施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置) 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
【解説】 犯罪行為の処罰（罰則の適用） 「施行日（令和7年6月1日）」と「犯罪行為があった日」との前後によって異なる。 (1) 6月1日より前にした犯罪行為について なお従前の例によることとし、改正前刑法の刑罰（懲役又は禁錮）を適用

(2) 6月1日以降にした犯罪行為について 改正刑法上の刑罰（拘禁刑）を適用

4 今後の予定

令和7年2月静岡市議会に議案上程し、議決を経て同年6月1日に施行する。

なお、本市では、「静岡市情報公開条例」及び「静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」以外にも、同理由により改正を要する条例が複数あることから、単独の改正条例の制定ではなく、(仮称)「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を制定し、関係条例を一括改正することを予定している。